

国立大学法人東京医科歯科大学テニュアトラック制に関する規則

平成24年1月12日
規則第1号

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）におけるテニュアトラック制に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 テニュアトラック制は、本学に採用する若手の教員に対し、テニュア獲得に向けてのインセンティブを与えることにより、当該教員の教育研究に対する意欲を高め、優れた教育研究を行う能力及びその資質の向上を図り、もって本学における教育研究の充実に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニュア
定年制適用教員としての身分をいう。
- (2) テニュアトラック制
テニュアトラック期間満了時までにはテニュアの獲得に係る審査を行い、可とされた教員についてテニュアを付与する制度（テニュアの付与が不可となった場合は、テニュアトラック期間満了をもって労働契約期間が終了する制度）をいう。
- (3) テニュアトラック教員
テニュアトラック制の職に採用された教員をいう。
- (4) テニュア中間評価
テニュアトラック教員の採用後3年目までにそれまでの教育研究活動及び教育研究の成果について評価を行い、今後の展開について指導及び助言を与えることをいう。
- (5) テニュア審査
テニュアトラック教員の採用後、テニュアトラック期間終了1年前までに本学における教育研究活動の実績を厳正に評価し、本学のテニュアを獲得するために行う審査をいう。
- (6) テニュアトラック期間
テニュアトラック教員として採用されてからテニュアを獲得するまでの期間（テニュアを獲得できなかった場合は、当該任期が満了するまでの期間）をいう。

（テニュアトラック教員の区分）

第4条 テニュアトラック教員として雇用する教員は、本学の教員のポストを活用して採用する准教授、講師又は助教とする。

2 前項の准教授、講師及び助教は、それぞれテニュアトラック准教授、テニュアトラック講師及びテニュアトラック助教と称する。

3 テニユアトラック教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(テニユアトラック期間)

第5条 テニユアトラック期間は、5年以内とする。

(同意)

第6条 テニユアトラック教員として雇用される教員は、同意書(別紙様式)を提出しなければならない。

(テニユア中間評価及びテニユア審査)

第7条 テニユアトラック教員は、テニユア中間評価及びテニユア審査を受けるものとする。

2 テニユア中間評価及びテニユア審査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(テニユアが獲得できなかった場合の取扱い)

第8条 テニユア審査で不可とされた教員は、当該テニユア審査の結果通知書の発行から労働契約が終了するまでの期間を、転出準備等の期間とする。

(メンター教員)

第9条 テニユアトラック教員に対する教育研究及びテニユア取得に関する指導・助言を行うため、各テニユアトラック教員にメンター教員を配置する。

2 メンター教員に必要な事項は別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、テニユアトラック制に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年1月12日から施行し、平成23年12月1日から適用する。

附 則(平成25年6月3日規則第74号)

(施行日)

1 この規則は、平成25年6月3日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前においてテニユアトラック教員に採用された者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

記

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

注) ○○○部分には、部局、職名を記入する。